

検印	印鑑照合	説明者

C I F									
口座No.									
B S No.	2 1								
店 番		店 名							

変動金利に関する特約書

令和 年 月 日

横浜信用金庫 あて

収入
印紙
(200円)

住 所

借 主

印

借主は、横浜信用金庫（以下「金庫」といいます。）との間で締結した平成・令和 年 月 日付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約」といいます。）に基づく借入金の利率および返済方法等について、次のとおり変更することを承諾します。

第1条（借入利率変更の基準）

この特約締結日以降の借入利率の変更については、金庫のよこしん住宅ローンプライムレート（以下「基準金利」といいます。）を基準として、この基準金利の変更に伴って、第2条に規定する方法により引上げまたは引下げられることに同意します。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金庫の基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められるものに変更されることに同意します。

なお、借主は、この特約の締結日の借入利率が基準金利に _____ % 上乗せした年 _____ % であることを確認します。

第2条（借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出基準日と適用開始日）

1. 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行うものとし、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

ただし、この特約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準金利と第1条に定める基準金利を比較し、差が生じた場合は、その差と同一幅で借入利率を変更するものとします。

2. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。

3. 本条により利率が変更された場合、金庫は、原則として変更後第1回の約定返済日の前日までに、変更後の借入利率、毎月の返済金額、半年ごとの増額返済金額等を文書により通知するものとします。

第3条（返済額の変更）

1. 表記の「毎回の元利金返済額」は、借入利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に借入利率の変更があっても変更しないものとします。ただし、毎回の元利金返済額の内訳である元金、利息の額は変わります。また、元金返済据置期間中の利息支払額は変わります。

2. 借入利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回の元利金返済額に変更がある場合は、新

借入利率、残存元金により、金庫所定の方法で残存期間を変えずに再計算するものとします。ただし、新元利金返済額は変更前の元利金返済額の1.25倍を限度とします。その後、更に借入利率の毎年10月1日での見直しを5回行うまでは、その間に借入利率の変更があっても元利金返済額は変更しないものとします。

3. 以降、借入利率の毎年10月1日での5回目の見直し毎に前項の方法により新元利金返済額（ただし、変更前の元利金返済額の1.25倍を限度とします。）を再計算するものとします。

第4条（未払利息の取扱）

1. 借入利率の変更により毎月の約定利息が所定の毎回の元利金返済額（前条による変更後はその返済額）を超える場合、その超過額（以下「未払利息」といいます。）の支払いは繰り延べるものとします。

2. 前項の未払利息が発生した場合、未払利息は翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当の順序は、未払利息、約定利息、元金の順とします。以後の支払いについても同様とします。また、半年ごと増額返済の部分についても同様とします。

3. 前条による返済額の変更時において未払利息の繰り延べがある場合は、金庫所定の計算方法により新元利金返済額を算出するものとします。なお、充当の順序は前項と同一とします。

第5条（最終約定返済日の取扱）

最終の返済額見直し以降、借入利率の変更に伴い最終返済日に未払利息および借入金の元金の一部が残る場合は、最終返済日に一括して支払うものとします。

第6条（原契約の効力）

原契約に記載する各条項は、この特約により変更された部分を除き、依然としてその効力を保持し、原契約を更改したものではないことを確認します。

以 上

(2023.01)